

刑法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和7年5月30日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第52号

刑法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(鳥取市議会の議員等の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取市議会の議員等の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和44年鳥取市規則第4号)の一部を次のように改正する。

第6条の3第1号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第2号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は売春防止法(昭和31年法律第118号)第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

(鳥取市公設地方卸売市場条例施行規則の一部改正)

第2条 鳥取市公設地方卸売市場条例施行規則(昭和57年鳥取市規則第17号)の一部を次のように改正する。

第10条の3第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(鳥取市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部改正)

第3条 鳥取市消防団員等公務災害補償条例施行規則(昭和63年鳥取市規則第25号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(鳥取市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 鳥取市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成6年鳥取市規則第25号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号から第4号までの規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(期末手当等の支給の一時差止処分に関する規則の一部改正)

第5条 期末手当等の支給の一時差止処分に関する規則(平成9年鳥取市規則第45号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「禁錮以外」を「拘禁刑以上」に改める。

(鳥取市介護保険事務取扱規則の一部改正)

第6条 鳥取市介護保険事務取扱規則(平成12年鳥取市規則第78号)の一部を次のように改正する。

様式第32号及び様式第33号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(鳥取市勤労者住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 鳥取市勤労者住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成16年鳥取市規則第115号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号から第4号までの規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(鳥取市若者向け賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 鳥取市若者向け賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成16年鳥取市規則第116号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号から第4号までの規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(東日本大震災に係る鳥取市国民健康保険一部負担金等の支払の免除に関する規則の一部改正)

第9条 東日本大震災に係る鳥取市国民健康保険一部負担金等の支払の免除に関する規則(平成23年鳥取市規則第32号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(鳥取市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度事業実施規則の一部改正)

第10条 鳥取市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度事業実施規則(平成27年鳥取市規則第41号)の一部

を次のように改正する。

様式第5号、様式第6号及び様式第7号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第1条の規定（鳥取市議会の議員等の公務災害補償等に関する条例施行規則第6条の3第1号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

(人の資格に関する経過措置)

- 2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）のうち無期のものをいう。）に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留（旧刑法第16条に規定する拘留をいう。以下同じ。）に処せられた者とみなす。

(鳥取市議会の議員等の公務災害補償等に関する条例施行規則及び鳥取市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 3 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの規則（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した懲役（旧刑法第12条に規定する懲役をいう。）、禁錮又は旧拘留の刑が定められている罪につきその刑の執行のため刑事施設に拘置されている場合は、第1条の規定による改正後の鳥取市議会の議員等の公務災害補償等に関する条例施行規則第6条の3第1号及び第3条の規定による

改正後の鳥取市消防団員等公務災害補償条例施行規則第5条第1号の規定の適用については、拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている場合とみなす。

(鳥取市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則、鳥取市勤労者住宅の設置及び管理に関する条例施行規則及び鳥取市若者向け賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 4 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)に該当する犯罪により公判に付され判決確定に至るまでの者は、第4条の規定による改正後の鳥取市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第7条第2項第4号、第7条の規定による改正後の鳥取市勤労者住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第5条第2項第4号及び第8条の規定による改正後の鳥取市若者向け賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第5条第2項第4号の規定の適用については、拘禁刑に該当する犯罪により公判に付され判決確定に至るまでの者とみなす。

(様式に関する経過措置)

- 5 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定により作成され、又は使用されている用紙については、所要の修正を加え、当分の間使用することができる。